

無添加、不使用表示について

令和元年 9 月 20 日
一般財団法人
食品産業センター
武石 徹

第 5 回の検討会にあたって、次の意見書を提出します。

無添加、不使用表示は、表示対象となるものが添加物に限らず、糖類等の原材料についても行われています。また、使われる用語自体も様々であり、様々な業種の商品において、広範に使われていますが、現在の食品表示基準などに違反するものではありません。

食品産業センター会員企業の、無添加、不使用表示についての意見は様々であり、何らかの形で規制あるいは Q&A により整理すべきとの意見が多い一方で、現状維持あるいは規制強化には反対との意見もあります。

食品産業センターとしては、消費者庁のアンケート調査結果等を踏まえ、消費者の誤認を招かないようにするとの視点是最優先の課題と考えますので、食品表示基準の Q&A 等について一定の整理が必要だと考えます。

その際

- 1 I に示すように、現在の食品表示法に基づく規制と景品表示法の規制との関係等についての整理が必要だと考えますので、事務局の考え方を確認させてください。
- 2 また、II に示すように、現に、景品表示法により公正競争規約を定め、自主規制を行っている事業者等の扱いについても、事務局の考え方を確認させて下さい。影響を最大限少なくすることを検討すべき考えます。

【 I 食品表示法に基づく規制と景品表示法の規定との考え方の整理】

- 1 食品表示基準第 9 条第 1 項と景品表示法第 5 条の規定等の考え方の整理
 - (1)食品表示基準第 9 条（表示禁止事項）第 1 項第 1 号では「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」の表示が禁止されています。
 - (2)一方、景品表示法では第 5 条（不当な表示の禁止）において、優良誤認については、「商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際

のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

有利誤認については

「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

と規定されています。

食品表示基準第9条の規定は、優良誤認や有利誤認については景品表示法のような詳細な規定をしていませんが、考え方は同じと整理されるのでしょうか？

※なお、コーデックスでは「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」や「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」において、虚偽、あるいは誤認を与える表示などについて禁止していますが、食品表示基準第9条の規制とどう整理するのでしょうか？

2 食品表示基準第7条の栄養成分の強調表示との関係の整理

食品表示基準第7条において、糖類、ナトリウム塩類を添加していない旨の表示を行える要件を定めています。

同条では、例えば糖類については、糖類に代わる原材料や添加物を使用していないことや、酵素分解などにより糖類が発生した後の基準等の全ての要件を満たす場合に限って、糖類を添加していない旨の表示ができると厳しく制限しています。

食品表示基準第7条の栄養成分の強調表示は任意表示ですが、無添加表示について、第9条の表示禁止事項にも同様の規定を盛り込むことは可能なのでしょうか？

3 消費者庁次長通知やQ&Aでの規定振りについて

消費者庁次長通知や食品表示基準Q&Aでは次のような独自の規定も追加されています。

(1) 消費者庁次長通知について

同通知では、(添加物)3の項目で、表示禁止事項が規定されており、「添加物の表示においては、いずれの場合においても、「天然」又はこれに類する表

現の使用は認められない」とされています。(食品表示基準の別表 22 にも同様の規定)

(2) 食品表示基準 Q&A (加工-90) について

参考 1 の通り、(加工-90) では「通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品について添加物を使用していない場合に添加物を使用していない旨の表示をできる」としています。

(3) 食品表示基準 Q&A (加工-232) での規定について

食品表示基準第 7 条「任意表示」に関連した Q&A の中で参考 2 の通り (加工-232) では、「糖類、ナトリウム以外については規定がないため、事実であれば表示は可能」とされています。

(4) 食品表示基準 Q&A (加工-281) での規定について

参考 3 の通り、(加工-281) では表示禁止事項の例として、「添加物を使用した加工食品に「無添加」と表示」としています。

これらの規定や Q&A について、食品表示基準や景品表示法との関係で、どう整理するのでしょうか？一括した整理が必要ではないのでしょうか？

【Ⅱ 景品表示法上の取扱いの整理】

1 景品表示法の第 5 条第 1 項第 1 号 (優良誤認) について

優良誤認は景表法の第 5 条第 1 項第 1 号に規定されていますが、景品表示法のパンフレット (事例でわかる景品表示法) では、「商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示」としており、品質の説明として「商品に関する成分や属性を指し、前者には、原材料、純度、添加物などが、後者には、性能、効果、鮮度などが含まれます。」としています。

「添加物」についての優良誤認については、景表法上の規制の対象となっており、上記の考え方により、現在の枠組みで規制されています。

2 「著しく」の考え方について

1 の「著しく」の考え方については、上記パンフレットにおいて「この場合の「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指します。そして、誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超えるものであるか否かは、当該表示を誤認して顧客が誘引されるか否かで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることが通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば著しく優良であると一般

消費者に誤認される」表示に当たるとされています。

また、優良誤認表示に当たるか否かは「商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、表示全体から判断されます」と整理されています。

3 景品表示法上の公正競争規約により「無添加」表示を行う事業者の考え方

景品表示法上の「無添加」表示については、1, 2の考え方に基づき、「商品が、実際のもや事実に相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示」であって、誇大表示になるものが禁止されています。

とりわけ、2で整理されているように、「無添加」表示が優良誤認に該当するか否かは、商品の性質などを基に、表示全体で判断されるとしています。

景品表示法に基づく優良誤認の考え方は業種や個々の商品の表示の実態によっても異なると考えられ、実際に公正競争規約をみると、食品関係の44の公正競争規約をみると、9の業種で、規約の中で添加物関係について何らかの規定をしています。

景表法第31条の規定により認定を受けた公正競争規約で「無添加」の自主基準を定めている事業者について、食品表示基準第9条との関係はどう整理されるのでしょうか？

(参考)

1 食品表示基準 Q&A (加工-90)

「添加物は一切使用していません」、「無添加」などと表示をすることはできますか。

(答)

1 通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品について添加物を使用していない場合に、添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えないと考えます。なお、加工助剤やキャリーオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできません。

また、「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましいと考えます。

2 さらに、同種の製品が一般的に添加物が使用されることがないものである場合、添加物を使用していない旨の表示をすることは適切ではありません。

2 食品表示基準 Q&A (加工-232) (第7条任意表示関係)

糖類や食塩(ナトリウム)以外のものであっても、事実であれば無添加の表示は可能ですか。

(答)

糖類、ナトリウム以外については規定がないため、事実であれば表示は可能。

3 食品表示基準 Q&A (加工-281)

表示禁止事項の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容物を誤認させる文字、絵、写真その他の表示」とは、どのようなものですか

(答)

1 加工食品の表示禁止事項は、第3条、第4条、第6条及び第7条(名称、原材料、添加物等)に関連するものに限定されます。

2 具体的には、例えば、以下のものが該当します。

- ・ 特定の原産地のもの、有機農産物など、特色のある原材料を一切使用していないにもかかわらず、当該特色のある原材料を使用した旨の強調表示
- ・ 産地名を誤認させる表示
- ・ 添加物を使用した加工食品に「無添加」と表示

3 食品表示基準第3条、第4条、第6条及び第7条に関連していないものは、景品表示法等他法令により措置されることとなります